

社会福祉法人福角会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 福角会(以下「当法人」という)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長については、報酬及び通勤手当並びに退職手当を支給する。
- (2) 理事長以外の常勤役員等については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給していることから本規定に基づく役員報酬等は支給しないこととする。
- (3) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(理事長の報酬等の算定方法)

第3条 理事長に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額とする。
- (2) 通勤手当については、福角会給与規定第15条の規定に準ずる額として月額13,700円を支給する。
- (3) 退職手当については、愛媛県民間社会福祉事業従事者支援事業規程に基づく額とする。
- (4) 理事長が職務のため出張をしたときは、福角会旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額とする。
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、福角会旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長に対する報酬等の支給については、当月分を翌月10日とする。但し、当日が土・日曜日に当たるときは、その日前で最も近い土・日曜日でない日に支給する。

- 2 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、支払い事実が発生したのち、前月分を毎月10日とする。但し、当日が土・日曜日に当たるときは、その日前で最も近い土・日曜日でない日に支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。
- 4 本人の申出により、その指定する金融機関の口座に振り込むこともできることとする。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は平成29年6月29日より施行し、平成29年4月1日より適用する。

この規程を令和4年1月1日より一部変更する。

令和7年6月25日より一部変更する。

別表第1(理事長の報酬)

理事長は職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職	役員報酬額
理事長	月額840,000円

※月途中の就任については、翌月分より支給する。

※月途中の退任については、当月分全額を支給する。

別表第2(非常勤役員等の報酬)

1.評議員

	日額
評議員会への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

2.理事

	日額
理事会等会議への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

3.監事

	日額
監事監査等への出席	30,000円
理事会等会議への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円